

第66期

貸借対照表  
(2020年3月31日現在)

(株) 旭興自動車学校

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[ 資産の部 ]	円	[ 負債の部 ]	円
流 動 資 産	228,350,658	流 動 負 債	38,378,321
現金及び預金	70,451,461	前 受 金	7,903,642
未 収 入 金	5,694,107	預 り 金	1,274,416
貯 蔵 品	1,373,227	未 払 金	7,462,500
仮 払 金	270,159	未 払 費 用	9,049,602
短 期 貸 付 金	150,561,704	未 払 消 費 税	5,148,661
		未 払 法 人 税 等	3,977,000
		賞 与 引 当 金	3,562,500
固 定 資 産	136,018,096		
有形固定資産	133,656,025	[ 純資産の部 ]	
建 物	83,921,663	株主資本	325,990,433
建物付属設備	26,851,888	資 本 金	20,000,000
構 築 物	5,036,924	利益剰余金	305,990,433
車 輛 運 搬 具	6,689,203	利益準備金	5,000,000
工 具 器 具 備 品	3,623,979	その他利益剰余金	300,990,433
リ ー ス 資 産	7,462,500	別途積立金	69,000,000
少 額 固 定 資 産	69,868	繰越利益剰余金	231,990,433
無形固定資産	751,967	(内当期純利益)	( 9,760,692 )
電 話 加 入 権	275,300		
リ ー ス 資 産	0		
ソ フ ト ウ ェ ア	476,667		
投 資 等	1,610,104		
投資有価証券	50,000		
繰延税金資産	1,560,104		
資 産 合 計	364,368,754	負 債 及 び 純 資 産 合 計	364,368,754

(第66期)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

投資有価証券(未上場)・・・移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

- ① 建物・・・・・・・・定額法(平成10年4月1日以後取得分から)
- ② 建物付属・・・・・・・・定額法(平成28年4月1日以後取得分から)
- ③ 構築物・・・・・・・・定額法(平成28年4月1日以後取得分から)
- ④ 車両運搬・・・・・・・・定額法
- ⑤ 器具備品・・・・・・・・定額法

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における使用可能期間(5年)に基づく定額法

#### (3) リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

尚、リース物件の所有権が借主に移転すると認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・・・・・・従業員賞与については、支給期間に対応する見積額を計上している。

### 4. 消費税の会計処理方法

消費税の会計処理は税抜方式による。

### 5. 税効果会計の適用

平成11年度より適用している。

### 6. 連結納税制度の適用

平成16年度より連結納税制度を適用している。

### 7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 40,000株

(資産除去債務に関する注記)

当社は、親会社である旭化成株式会社及び旭化成オフィスワン株式会社(以下、両社)と「土地賃貸借契約書」を締結しており、当社所有の設備により、自動車運転教習及び講習を行っている。当社は、当該土地賃貸借契約書に基づき、契約終了時における現状回復義務を有している。

しかしながら、両社より賃借している土地で営んでいる教習業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて両社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該土地賃貸借契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて両社と協議の上原状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

従って、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

(表示方法の変更に関する注記)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う繰延税金資産・負債の表示方法の変更「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号)を当事業年度より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示している。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。